

資 料

外国民事訴訟法研究 (26)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加 藤 哲 夫)

大韓民国証券関連集団訴訟法・同規則邦語試訳

金 炳 学

大韓民国証券関連集団訴訟法・同規則邦語試訳

証券関連集団訴訟法

制定 2004年 1 月20日 法律第7074号
改正 2005年 3 月10日 法律第7387号
2007年 8 月 3 日 法律第8635号（資本市場及び金融投資業に関する法律）
施行 2009年 2 月 4 日

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
第 2 章 訴えの提起及び許可手続（第 7 条～第29条）
第 3 章 訴訟手続（第30条～第38条）
第 4 章 分配手続（第39条～第58条）
第 5 章 施行手続（第59条）
第 6 章 罰則（第60条～第63条）
附則
証券関連集団訴訟規則（第 1 条～第46条）

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この法律は、証券の取引過程において生じた集団的な被害を効率的に救済し、これをつうじて企業の経営の透明性を高めるために、証券関連集団訴訟に関して民事訴訟法に対する特例を定めることを目的とする。

〔本条改正 2007. 8. 3〕

第 2 条（定義）

この法律で使用する用語の定義は、次

のとおりである。

〔本号改正 2007. 8. 3〕

1. 「証券関連集団訴訟」とは、証券の売買その他の取引過程において多数人に被害が発生した場合に、そのうちの一人又は数人が代表当事者となり追行する損害賠償請求訴訟をいう。

2. 「総員」とは、証券の売買その他の取引過程において、多数人に被害が発生した場合に、その損害の補填において共

通の利害関係を有する被害者全員をいう。

3. 「構成員」とは、総員を構成するそれぞれの被害者をいう。

4. 「代表当事者」とは、法院の許可を受けて、総員のために証券関連集団訴訟手続を進行する一人又は数人の構成員をいう。

5. 「除外申告」とは、構成員が証券関連集団訴訟に関する判決等の既判力を受けないという意思を法院に申告することをいう。

6. 「証券」とは、「資本市場及び金融投資業に関する法律」第4条による証券をいう。

第3条 (適用範囲)

①証券関連集団訴訟の訴えは、次の各号のうちいずれかに該当する損害賠償請求に限って提起することができる。

〔本号改正 2007. 8. 3〕

1. 「資本市場及び金融投資業に関する法律」第125条による損害賠償請求。

2. 「資本市場及び金融投資業に関する法律」第162条（第161条による主要事項報告書の場合を除く。）による損害賠償請求。

3. 「資本市場及び金融投資業に関する法律」第175条、第177条又は第179条による損害賠償請求。

4. 「資本市場及び金融投資業に関する

法律」第170条による損害賠償請求。

②第1項の規定による損害賠償請求は、「資本市場及び金融投資業に関する法律」第9条第15項第3号による株式上場法人が発行した証券の売買その他の取引によるものでなければならない。

〔本項改正 2007. 8. 3〕

第4条 (管轄)

証券関連集団訴訟は、被告の普通裁判籍所在地を管轄する地方法院本院合議部の専属管轄とする。

第5条 (訴訟代理人の選任)

①証券関連集団訴訟の原告及び被告は、弁護士を訴訟代理人として選任しなければならない。

②証券関連集団訴訟の対象となった証券を所有していたり又はその証券と関連した直接的な金銭的利害関係がある等の事由によって、この法律による手続において訴訟代理人の業務を進行するのに不適切であると判断される程度に総員と利害関係が衝突する者は、証券関連集団訴訟の原告側訴訟代理人になることができない。

〔本項改正 2007. 8. 3〕

第6条 (民事訴訟法の適用)

証券関連集団訴訟に関して、この法律に特別の規定がない場合には、民事訴訟法を適用する。

第2章 訴えの提起及び許可手続

第7条 (訴えの提起及び訴訟許可の申立て)

①代表当事者となるために証券関連集団訴訟の訴えを提起する者は、訴状及び訴訟許可申立書を法院に提出しなければならない。

②証券関連集団訴訟の訴状に貼付する印紙額は、民事訴訟等印紙法第2条第1項の規定により算出された金額の二分の一に同条第2項の規定を適用した金額とする。この場合において、印紙額の上限は五千万ウォンとする。

③証券関連集団訴訟の控訴審及び上告審での印紙額については、民事訴訟等印紙法第 3 条の規定を準用する。

④法院は、第 1 項の規定により訴状及び訴訟許可申立書が提出された事実を「資本市場及び金融投資業に関する法律」第 373 条により設立された韓国取引所（以下「韓国取引所」という。）に、直ちに通知しなければならない。韓国取引所は、その事実を何人にも知らしめるべく公示しなければならない。

〔本項改正 2007. 8. 3〕

第 8 条（訴状の記載事項）

訴状には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 第 7 条第 1 項の規定により訴えを提起する者及びその法定代理人。
2. 原告側訴訟代理人。
3. 被告。
4. 請求の趣旨及び原因。
5. 総員の範囲。

第 9 条（訴訟許可申立書の記載事項及び添付書類）

①訴訟許可申立書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 第 7 条第 1 項の規定により訴えを提起する者及びその法定代理人。
2. 原告側訴訟代理人。
3. 被告。
4. 総員の範囲。
5. 第 7 条第 1 項の規定により訴えを提起する者及び原告側訴訟代理人の経歴。
6. 許可申請の趣旨及び原因。
7. 弁護士報酬に関する約定。

②第 7 条第 1 項の規定により訴えを提起する者は、訴訟許可申立書に、次の各号の事項を陳述した文書を添付しなければならない。

〔本号改正 2007. 8. 3〕

1. 当該証券関連集団訴訟を進行するために又は訴訟代理人の指示により、当該証券関連集団訴訟と関連した証券を取得してはいないという事実。

2. 最近三年間に代表当事者として関与した証券関連集団訴訟の内訳。

③訴訟許可申立書には訴訟代理人が、次の各号の事項を陳述した文書を添付しなければならない。

1. 最近三年間に訴訟代理人として関与した証券関連集団訴訟の内訳。

2. 第 5 条第 2 項の規定に違反していないという事実。

第 10 条（訴え提起の公告及び代表当事者の選任）

①法院は、第 7 条の規定による訴状及び訴訟許可申立書を受け付けた日から一〇日以内に次の各号の事項を公告しなければならない。

1. 証券関連集団訴訟の訴えが提起されたという事実。
2. 総員の範囲。
3. 請求の趣旨及び原因の要旨。
4. 代表当事者になることを望む構成員は、公告がある日から三〇日以内に、法院に、申立書を提出しなければならないという事実。

②第 1 項の規定による公告は、全国を配達地域とする日刊新聞に掲載する等、大法院規則が定める方法による。

③第 1 項第 4 号の規定により、代表当事者になることを望む構成員は、経歴及び申立ての趣旨を記載した申立書に、第 9 条第 2 項の文書を添付して、法院に提出しなければならない。

④法院は、第 1 項の規定による公告をした日から五〇日以内に、第 7 条第 1 項の規定により訴えを提起する者及び第 1 項第 4 号の規定により申立書を提出した

構成員のうち、第11条の規定による要件を備えた者から総員の利益を代表するのに最も適した者を、決定により、代表当事者として選任する。

⑤第4項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

⑥第4項の規定により、代表当事者として選任された者は、第7条第1項の規定により、訴えを提起する者のうち代表当事者として選任されない者が貼付した印紙の額面金額をその者に支払わなければならない。

第11条（代表当事者及び訴訟代理人の要件）

①代表当事者は、構成員のうちその証券関連集団訴訟によって得ることができる経済的利益が最も大きい者等、総員の利益を公正かつ適切に代表できる構成員でなければならない。

②証券関連集団訴訟の原告側訴訟代理人は、総員の利益を公正かつ適切に代理できる者でなければならない。

③最近三年間に三件以上の証券関連集団訴訟において、代表当事者又は代表当事者の訴訟代理人として関与した者は、証券関連集団訴訟の代表当事者又は原告側訴訟代理人なることができない。ただし、諸事情を考慮して第1項及び第2項の規定による要件を充足するに支障がないと法院が認める者は、この限りでない。

第12条（訴訟許可要件）

①証券関連集団訴訟事件は、次の各号の要件を具備しなければならない。

〔本号改正 2007. 8. 3〕

1. 構成員が五〇人以上で、請求の原因となった行為が当時を基準として、この構成員の保有証券の合計が被告会社の発行証券総数の一万分の一以上であること。

2. 第3条第1項各号の損害賠償請求として、法律上又は事実上の重要な争点があるすべての構成員に共通すること。

3. 証券関連集団訴訟が、総員の権利実現又は利益保護に適合し、効率的な手段であること。

4. 第9条の規定による訴訟許可申立書の記載事項及び添付書類に欠缺がないこと。

②証券関連集団訴訟の訴えが提起された後、第1項第1号の要件を充足することができなくなった場合にも、訴え提起の効力は影響を受けない。

第13条（訴訟許可手続）

①代表当事者は、訴訟許可申立ての理由を疎明しなければならない。

②証券関連集団訴訟の許可、不許可に関する裁判は、第7条第1項の規定により訴えを提起する者及び被告を審問して、決定で行う。

③法院は、第2項の規定により裁判を行うに際し、損害賠償請求の原因となる行為を監督、検査する監督機関から、損害賠償請求原因行為に対する基礎調査資料を提出させる等、職権で、必要な調査をすることができる。

第14条（訴訟許可申立てが競合した場合の処理）

①同一の紛争に関して、数個の証券関連集団訴訟の訴訟許可申立書が、同一の法院に提出された場合には、法院は、これを併合審理しなければならない。

②同一の紛争に関する数個の証券関連集団訴訟の訴訟許可申立書が、それぞれ他の法院に提出された場合には、関係法院に共通する直近上級の法院は、関係法院又は第7条第1項の規定により訴えを提起する者、代表当事者又は被告の申立てによって、決定により、これを審理す

る法院を定める。

③第2項の規定により数個の証券関連集団訴訟を審理する法院として決定を受けた法院は、これを併合審理しなければならない。

④法院は、第1項及び第3項の規定により併合審理する場合には、第7条第1項の規定により訴えを提起する者、第10条第1項第4号の規定により申立書を提出した構成員又は代表当事者らの意見を聴取し、訴訟を進行する代表当事者及び訴訟代理人を定めることができる。

⑤第2項及び第4項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第15条（訴訟許可決定）

①法院は、第3条、第11条及び第12条の規定に適合した場合に限り、決定により、証券関連集団訴訟を許可する。

②証券関連集団訴訟の許可決定書には、次の各号の事項を記載し、決定を下した裁判官が記名捺印しなければならない。

1. 代表当事者及びその法定代理人。
2. 原告側訴訟代理人。
3. 被告。
4. 総員の範囲。
5. 主文。
6. 理由。
7. 請求の趣旨及び原因の要旨。
8. 除外申告の期間及び方法。
9. 第16条の規定による費用の予納に関する事項。
10. その他必要な事項。

③法院は、相当であると認めるときには、決定により、総員の範囲を調整して、許可することができる。

④第1項及び第3項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第16条（訴訟費用の予納）

法院は、第15条第1項の規定による訴訟許可決定をするときには告知、公告、鑑定等に必要の費用の予納を命じなければならない。

第17条（訴訟不許可決定）

①代表当事者は、証券関連集団訴訟の不許可決定に対して即時抗告をすることができる。

②第1項の規定による不許可決定が確定したときは、証券関連集団訴訟の訴えが提起されなかったものとみなす。

第18条（訴訟許可決定の告知）

①法院は、第15条第1項の規定による訴訟許可決定が確定した時には遅滞なく、次の各号の事項を構成員に告知しなければならない。

1. 代表当事者及びその法定代理人の姓名、名称又は商号及び住所。
2. 原告側訴訟代理人の姓名、名称又は商号及び住所。
3. 被告の姓名、名称又は商号及び住所。
4. 総員の範囲。
5. 請求の趣旨及び原因の要旨。
6. 除外申告の期間及び方法。
7. 除外申告をした者は、個別的に訴えを提起することができるという事実。
8. 除外申告をしない構成員に対しては、証券関連集団訴訟に関する判決等の効力が及ぶという事実。
9. 除外申告をしない構成員は、証券関連集団訴訟の係属中に法院の許可を受けて、代表当事者になることができるという事実。
10. 弁護士報酬に関する約定。
11. その他法院が必要があると認める事項。

②第1項の規定による告知は構成員全員に周知させることができる適当な方法

として大法院規則が定める方法で行わなければならない。

③第1項の規定による告知内容は、全国を配達地域とする日刊新聞に掲載しなければならない。

第19条（訴訟許可決定の通知）

①法院は、第18条第1項各号の事項を、韓国取引所に直ちに通知しなければならない。

〔本項改正 2007. 8. 3〕

②第1項の規定による通知を受けた韓国取引所は、その内容を何人にも知らせるべく公示しなければならない。

〔本項改正 2007. 8. 3〕

第20条（複数の代表当事者の訴訟追行）

代表当事者が複数である場合には、民事訴訟法第67条第1項及び第2項の規定を準用する。

第21条（代表当事者に関する許可）

①構成員は、証券関連集団訴訟の係属中に法院の許可を受けて、代表当事者となることができる。

②第1項の決定については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

③第1項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第22条（代表当事者の訴訟追行の禁止）

①法院は、代表当事者が、総員の利益を公正かつ適切に代表していないときその他に重大な事由があるときは、職権又は他の代表当事者の申立てによって、その代表当事者の訴訟追行を、決定により、禁止することができる。

②第1項の決定について、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

③第1項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第23条（代表当事者の辞任）

代表当事者は、正当の理由があるとき

は、法院の許可を受けて、辞任することができる。

第24条（代表当事者の欠員）

①代表当事者の全部が死亡又は辞任し、若しくは第22条第1項の規定により訴訟追行が禁止された場合には、訴訟手続は中断される。

②第1項の場合において、代表当事者になることを望む構成員は、第21条の規定による法院の許可を受けて、中断された訴訟手続を受継しなければならない。

③第1項の規定による訴訟手続の中断後一年以内に、受継の申立てがないときは、訴えが取り下げられたものとみなす。

第25条（代表当事者変更の告知）

法院は、第21条、第23条又は第24条の規定により代表当事者が変更された場合には、相当の方法で構成員にこれを告知しなければならない。

第26条（訴訟代理人の辞任等）

①証券関連集団訴訟の原告側訴訟代理人は、正当の理由があるときは、法院の許可を受けて、辞任することができる。

②代表当事者は、相当の事由があるときには、法院の許可を受けて、訴訟代理人を解任し、追加選任し又は交替することができる。

③証券関連集団訴訟の原告側訴訟代理人の全員が、死亡又は辞任し、若しくは解任されたときには、訴訟手続は中断される。

④第3項の場合において、代表当事者は、法院の許可を受けて、訴訟代理人を選任し、訴訟手続を受継しなければならない。

⑤第3項の規定による訴訟手続の中断後一年以内に受継の申立てがない時は、その証券関連集団訴訟は取り下げられた

ものとみなす。

第27条（総員の範囲の変更）

①法院は、必要があると認めるときは、職権又は申立てによって、決定で総員の範囲を変更することができる。

②第1項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③法院は、第1項の決定により構成員から除外される者及び新しく構成員になる者に決定の内容を告知しなければならない。この場合において、新しく構成員になる者に対しては第18条第1項各号の事項を併せて告知しなければならない。

④第3項の規定による告知に関しては、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

第28条（除外申告）

①構成員は、第18条第1項又は第27条第3項の規定によって、告知した除外申告期間内に書面により、法院に対し、除外申告をすることができる。

②第1項の規定による除外申告期間が満了する前に証券関連集団訴訟の目的となった権利と同一の権利に対して、個別

的に訴えを提起する者は除外申告をしたものとみなす。ただし、除外申告期間内に訴えを取り下げた場合には、この限りでない。

③証券関連集団訴訟の被告は、第2項の規定により個別的に提起された訴えに関して、法院に、申告しなければならない。

④法院は、第1項及び第3項の規定により申告された事項を代表当事者及び被告に通知しなければならない。

第29条（時効中断の効力）

証券関連集団訴訟の訴え提起による時効中断の効力は、次の各号のうちいずれかに該当する事由が発生した時から六月以内に、その請求について訴えが提起されない場合には消滅する。

1. 第17条の規定により不許可決定が確定した場合。
2. 第27条の規定による決定により構成員から除外された場合。
3. 第28条の規定による除外申告をした場合。

第3章 訴訟手続

第30条（職権証拠調べ）

法院は、必要があると認めるときには職権で証拠調べをすることができる。

第31条（構成員及び代表当事者の審問）

法院は、必要があると認めるときには、構成員及び代表当事者を尋問することができる。

第32条（文書提出命令等）

①法院は、必要があると認めるときには、訴訟と関連する文書を所持している者に対し、その文書の提出を命じ又は送付を嘱託することができる。

②第1項の規定による文書提出命令又は文書送付嘱託を受けた者は、正当の理由なくしてその提出又は送付を拒否することができない。ただし、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 公共機関の情報公開に関する法律第4条第3項及び同法第7条第1項各号の事由がある文書。
2. 民事訴訟法の規定により提出を拒否することができる文書。

③代表当事者及び被告は、法院に対

し、第1項の規定による文書提出命令等を申し立てることができる。

第33条 (証拠保全)

法院は、あらかじめ証拠調べをしなければその証拠を用いることが困難となる事情がない場合においても、必要があると認めるときは、当事者の申出により証拠調べをすることができる。

第34条 (損害賠償額の算定)

①損害賠償額の算定に関しては、「資本市場及び金融投資業に関する法律」その他法律に規定がある場合には、その規定による。

[本項改正 2007. 8. 3]

②法院は、第1項の規定による証拠調べによっても、正確な損害額の算定が困難である場合には、諸事情を斟酌して、標本的、平均的、統計的方法それ以外の合理的方法で、これを定めることができる。

第35条 (訴え取下げ、和解又は請求の放棄の制限)

①証券関連集団訴訟における訴えの取下げ、訴訟上の和解又は請求の放棄は、法院の許可を受けなければその効力を生じない。

②法院は、第1項の規定により、訴えの取下げ、訴訟上の和解又は請求の放棄の許可に関する決定をしようとするときは、あらかじめ構成員にこれを告知して、意見を述べる機会を付与しなければならない。

③第2項の規定による告知に関しては、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

④証券関連集団訴訟に関しては、民事訴訟法第268条の規定を適用しない。

第36条 (判決の記載事項等)

①判決書には、民事訴訟法第208条第1項各号の事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

1. 原告側訴訟代理人及び被告側訴訟代理人。
2. 総員の範囲。
3. 除外申告をした構成員。

②法院は、金銭の支払いの判決を言渡すときに、諸事情を斟酌して、支払いの猶予及び分割支払その他相当の方法による支払いを許諾することができる。

③法院は、判決の主文及び理由の要旨を、構成員に告知しなければならない。

④第3項の規定による告知に関しては、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

第37条 (既判力の主観的範囲)

確定判決は、除外申告をしない構成員に対しても、その効力が及ぶ。

第38条 (上訴の取り下げ、上訴権放棄の制限)

①第35条の規定は、上訴の取り下げ又は上訴権の放棄に関して、これを準用する。

②代表当事者が、期間以内に上訴しない場合には、上訴提起期間が満了した時から三〇日以内に、構成員が、法院の許可を受けて、上訴を目的とする代表当事者となることができる。

③第2項の規定により代表当事者となった者の上訴は、法院の許可を受けた日から二週以内に行わなければならない。

第4章 分配手続

第39条 (分配法院)

この章の規定による分配に関する法院

の処分、監督及び協力等は、第一審受訴法院の専属管轄とする。

第40条（権利実行）

①代表当事者は、執行権原を取得したときは、遅滞なくその権利を実行しなければならない。

②代表当事者は、権利実行により金銭等を取得した場合には、大法院規則が定めるところによりこれを保管しなければならない。

③代表当事者は、権利実行が終了した時には、その結果を法院に報告しなければならない。

第41条（分配管理人の選任）

①法院は、職権又は代表当事者の申立てによって、分配管理人を選任しなければならない。

②第1項の規定による分配管理人（以下、「分配管理人」という。）は、法院の監督下において権利実現として取得した金銭等の分配業務を行う。

③法院は、分配管理人が、分配業務を適切に遂行することができないことその他重大な事由があるときには、職権又は申立てによって、分配管理人を変更することができる。

第42条（分配計画案の作成）

①分配管理人は、法院が定めた期間以内に分配計画案を作成して、法院に提出しなければならない。

②第1項の規定による分配計画案（以下、「分配計画案」という。）には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 総員の範囲及び債権の総額。
2. 執行権原の表示金額、権利実行金額及び分配する金額。
3. 第44条第1項の規定による除外項目及びその金額。
4. 分配の基準及び方法。

5. 権利申告の期間、場所及び方法。

6. 権利確認の方法。

7. 分配金の受領期間、受領場所及び受領方法。

8. その他必要があると認められる事項。

第43条（分配の基準等）

①分配の基準は、判決理由中の判断、和解調書又は認諾調書における記載内容による。

②権利申告期間内に申告して確認された権利の総額が、分配する金額を超過する場合には、按分比例の方法による。

第44条（分配から除外する費用等）

①分配管理人は、権利実行により取得した金額から、次の各号の費用を控除することができる。

1. 訴訟費用及び弁護士報酬。
2. 権利実行の費用。
3. 分配費用（分配管理人に対し支払うのに相当であると認められる金額の報酬を含む。）。

②分配管理人は、第46条第1項の規定による分配計画の認可を受ける前に、第1項第1号乃至第3号の費用を支払いを行おうとするときは、法院の許可を受けなければならない。

③法院は、分配管理人、代表当事者又は構成員の申出がある場合には、訴訟の進行過程、結果等の諸事情を斟酌して、第1項第1号の弁護士報酬を減額することができる。この場合には、法院は、申出人及び代表当事者の訴訟代理人を審問しなければならない。

④第3項の申出は、第46条第1項の規定による分配計画案の認可前まで行わなければならない。

⑤第3項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第45条 (費用の支払いに不足した場合)

①法院は、権利実行により取得した金額が、第44条第1項各号の費用を支払うのに不足したときは、分配をしない旨の決定をしなければならない。

②第1項の決定がある場合には、分配管理人は、法院の許可を受けて、権利実行した金額を適切な方法で第44条第1項各号の費用に分配しなければならない。

第46条 (分配計画案の認可)

①法院は、分配計画案が公正かつ衡平に適用のものであると認められるときは、決定でこれを認可しなければならない。

②法院は、相当であると認めるときは、職権で、分配計画案を修正し、認可することができる。この場合には、法院は、あらかじめ分配管理人を審問しなければならない。

③第1項及び第2項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第47条 (分配計画の告知)

法院は、分配計画を認可したときには相当の方法で、次の各号の事項を構成員に告知しなければならない。

1. 執行権原の要旨。
2. 分配管理人の姓名及び住所。
3. 分配計画の要旨。

第48条 (分配計画の変更)

①法院は、相当の理由があると認めるときは、職権又は分配管理人の申立てによって、決定で分配計画を変更することができる。

②第1項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

③法院は、分配計画を変更する場合に必要なと認めるときは、相当の方法で変更の内容を構成員に告知しなければならない。

第49条 (権利の申告及び確認)

①構成員は、分配管理人に対して、分配計画が定めるところにより権利申告期間内に権利を申告しなければならない。

②構成員は、責めを負わない事由により権利申告期間内に申告をすることができない場合には、その事由が終了した後一月以内に限り、申告することができる。ただし、第53条の規定による供託金の支払請求期間が満了する前に申告しなければならない。

③分配管理人は、申告された権利を確認しなければならない。

④分配管理人は、権利申告をした者及び被告に対して、権利確認の結果を通知しなければならない。

第50条 (権利確認に関する異義)

①権利申告をした者又は被告は、分配管理人の権利確認に異議があるときは、第49条第4項の規定による確認結果の通知を受けた日から二週間以内に、法院に、その権利の確認を求める申立てをすることができる。

②法院は、第1項の申立てに対しては、決定で裁判しなければならない。

③第2項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第51条 (残余金の供託)

分配管理人は分配金の受領期間経過後に残余金があるときは、遅滞なくこれを供託しなければならない。

第52条 (分配報告書)

①分配管理人は、分配金の受領期間経過後に分配報告書を、法院に提出しなければならない。

②第1項の規定による分配報告書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 権利申告をした者の姓名、住所及び申告金額。

2. 権利が確認された者及び確認金額。
3. 分配を受けた者及び分配金額。
4. 残余金及びその他必要な事項。

③分配報告書は、利害関係人が閲覧することができるように、第56条本文の規定による期間が経過する時まで、法院に備え置かなければならない。

第53条（受領期間経過後の支払い）

権利が確認された構成員として分配金の受領期間内に分配金を受領していない者又は申告期間経過後に権利を申告して権利の確認を受けた者は、受領期間経過後六月以内に限り、供託金の支払いを請求することができる。

第54条（分配終了報告書）

①分配管理人は、第53条の規定による供託金の支払請求期間が満了したときには、遅滞なく法院に、分配終了報告書を提出しなければならない。

②第1項の規定による分配終了報告書には、受領期間経過後に、分配金の分配を受領した者の姓名、住所及び分配金額、分配金の支払総額、残余金の処分及び分配費用その他の必要な事項を記載しなければならない。

③第52条第3項の規定は、分配終了報告書に関して、これを準用する。

第55条（残余金の処分）

法院は、第54条第1項の規定による分配終了報告書が提出された場合において、残余金があるときには、職権又は被告の支払請求によって、これを被告に支払う。

第56条（分配管理人に対する損害賠償請求権）

分配管理人の職務上の行為に関する損害賠償請求権は、分配終了報告書を提出した日から二年が経過するとともに消滅する。ただし、分配管理人の不正行為による損害賠償請求権の場合には、この限りでない。

第57条（金銭以外の物の分配）

①権利の実行として取得した金銭以外の物を分配する場合には、その性質に反しない限度で金銭に準じて、分配する。

②分配管理人は、法院の許可を受けて、権利の実行として取得した金銭以外の物の全部又は一部を換価して、分配することができる。

第58条（追加分配）

第54条第1項の規定による分配終了報告書が提出された後に、新たに権利実行が可能になった場合の分配手続に関しては、第39条乃至第57条の規定を準用する。

第5章 施行規則

第59条（大法院規則）

この法律の施行に関して必要な事項

は、大法院規則がこれを定める。

第6章 罰則

第60条（証券関連集団訴訟に関する背任収賄罪等）

①証券関連集団訴訟の第7条第1項の

規定により訴えを提起する者、代表当事者、原告側訴訟代理人又は分配管理人が、その職務に関して不正な請託を受け

て、金品又は財産上の利益を受取、要求又は約束したときは、次の各号の区分により処罰する。

1. 受取、要求又は約束した金品又は財産上の利益の価額（以下、「受取額」という。）が一億ウォン以上であるときは、無期又は一〇年以上の有期徒刑に処し、受取額に相当する金額以下の罰金を併科することができる。

2. 受取額が三千万ウォン以上一億ウォン未満のときは、五年以上の有期徒刑に処し、受取額に相当する金額以下の罰金を併科することができる。

3. 受取額が三千万ウォン未満の時には七年以下の懲役又は一億ウォン以下の罰金に処する。

②証券関連集団訴訟の第7条第1項の規定により訴えを提起する者、代表当事者、原告側訴訟代理人又は分配管理人が、その職務に関して不正に請託を受けて、第三者に金品又は財産上の利益を供与させ若しくは供与することを要求又は約束したときも、第1項の刑と同様とする。

③第1項及び第2項の罪に対しては、一〇年以下の資格停止を併科することができる。

第61条（証券関連集団訴訟に関する背任贈罪等）

①証券関連集団訴訟の第7条第1項の規定により訴えを提起する者、代表当事者、原告側訴訟代理人又は分配管理人に、その職務に関して不正な請託をして、金品又は財産上の利益を約束又は供与した者若しくは供与の意思を表明した者は、七年以下の懲役又は一億ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の行為に提供する目的で、第三者に金品を交付し、又はその事情を知

りながら交付を受けた者も第1項の刑と同様とする。

第62条（没収、追徴）

第60条及び第61条の罪を犯した者又はその事情を知る第三者が取得した金品又は財産上の利益は、これを没収し、没収することができないときは、その価額を追徴する。

第63条（過怠金）

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、三千万ウォン以下の過怠金に処する。

1. 第9条第1項第4号の内容を虚偽に基づき記載した者。

2. 第9条第2項又は第3項の文書を虚偽に基づき作成し、添付した者。

3. 正当の理由なくして第32条第2項の規定による文書提出命令又は文書送付嘱託を拒否した者。

附則〔第7074号、2004. 1. 20〕

第1条（施行期日）

この法律は、2005年1月1日から施行する。

第2条（適用例）

この法律は、この法律の施行後、最初に行われた行為による損害賠償請求権から、適用する。

第3条（資産総額二兆ウォン未満の法人に対する適用例）

この法律は、施行日を基準とし、直前の事業年度末現在、資産総額が二兆ウォン未満の証券取引法第2条第13項3号の規定による株式上場法人又は同法第2条15項の規定による協会登録法人が発行した、有価証券の売買その他取引による損害賠償請求として、第3条第1項第1号、第2号及び第4号の規定による損害

賠償請求については、2007年1月1日以後、最初に行われた行為による損害賠償請求の分から、この法律を適用する。この場合には、第3条第1項第1号及び第2号の規定による損害賠償請求の原因となる行為は、虚偽の記載又は表示をし、重要な事項を記載又は表示をしないで、証券取引法第8条、第12条、第186条の2又は第186条の3の規定により、有価証券申告書、事業説明書、事業報告書、半期報告書または四半期報告書（以下、「有価証券申告書等」という。）を、この法律施行後に、最初に金融監視委員会又は韓国証券先物取引所に提出し、一般人の閲覧に供する行為をいう。

〔後段改正 2005. 3. 10〕

第4条（過去の会計処理基準違反に対する適用特例）

附則第2条及び第3条の規定にかかわらず、損害賠償の原因となった行為が、次の各号に当たる場合には、この法律を適用しない。

1. この法律の施行期日以前に決算期日が到来した事業年度の財務諸表に、会計処理基準（「株式会社の外部監査に関する法律」第13条の規定による基準をいう。）に違反した、金額等の過大計上、過小計上又は脱漏があること。

2. 第1条の規定の金額等が、この法律の施行期日後、財務諸表作成時にそのまま反映され変動がないこと若しくは過大計上された金額の減少、過小計上された金額の増加又は脱漏した金額等の計上等、実質に見合う方向で改善がなされたこと。

3. 第2条に該当する金額等を、2006年12月31日までに決算期日が到来する事業年度の財務諸表に含め、有価証券申告書等を「証券取引法」第8条、第12条、第

186条の2又は第186条の3の規定より金融監督委員会又は韓国証券先物取引所に提出し又は一般人の閲覧に供したこと。

〔本条新設 2005. 3. 10〕

第5条（監査人の損害賠償請求に対する適用特例）

附則第2条及び第3条の規定にかかわらず、第4条の規定によりこの法律の適用を受けない部分に対する監査人の損害賠償請求に対しては、この法律を適用しない。

〔本条新設 2005. 3. 10〕

附則〔第7387号、2005. 3. 10〕

第1条（施行期日）

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第8635号、2007. 8. 3〕（資本市場及び金融投資業に関する法律）

第1条（施行期日）

この法律は、公布後一年六月が経過した日から施行する。

〔ただし書き省略〕

第2条乃至第41条 省略

第42条（他の法律の改正）

〔1〕乃至〔49〕省略

〔50〕証券関連集団訴訟法の一部を次のとおり改正する。

第1条のうち、「有価証券」を「証券」とする。

第2条第1号及び第2号のうち、「有価証券」をそれぞれ「証券」とし、同条第6号を、次のとおりとする。

6. 「証券」とは「資本市場及び金融投資業に関する法律」第4条による証券をいう。

第3条第1項第1号のうち「証券取引法第14条の規定による」を「資本市場及び金融投資業に関する法律」第125条による」とし、同項第2号を次の2号のとおりとし、同項第3号のうち「証券取引法第188条の3又は第188条の5の規定による」を「資本市場及び金融投資業に関する法律」第175条、第177条又は第179条による」とし、同項第4号のうち「証券取引法第197条の規定による」を「資本市場及び金融投資業に関する法律」第170条による」とし、同条第2項のうち「証券取引法第2条第13項第3号の規定による株式会社上場法人又は同法第2条第15項の規定による協会登録法人」を「資本市場及び金融投資業に関する法律」第9条第15項第3号による株式会社上場法人」とし、「有価証券」を「証券」とする。

2. 「資本市場及び金融投資業に関する法律」第162条（第161条による主要事項報告書の場合を除く。）による損害賠償請求。

第5条第2項のうち、「有価証券」を各々「証券」とする。

第7条第4項のうち、「証券取引法第71条の規定によって設立された韓国証券取引所（以下、「証券取引所」という。）」又「同法第162条の規定によって設立された韓国証券業協会（以下、「韓国証券業協会」という。）」を、「資本市場及び金融投資業に関する法律」第373条により設立された韓国取引所（以下、「韓国取引所」という。）とし、「証券取引所又は韓国証券業協会」を「韓国取引所」とする。

第9条第2項第1号のうち、「有価証券」を「証券」とする。

第12条第1項第1号のうち、「有価証券」をそれぞれ「証券」とする。

第19条第1項及び第2項のうち、「証券取引所又は韓国証券業協会」をそれぞれ「韓国取引所」とする。

第34条第1項のうち、「証券取引法」を「資本市場及び金融投資業に関する法律」とする。

〔51〕乃至〔67〕省略

第43条及び第44条 省略

証券関連集団訴訟規則

制定 2004年12月29日 大法院規則第1916号

施行 2005年1月1日

第1条 (目的)

この規則は、証券関連集団訴訟法（以下、「法」という。）が、大法院規則に委任した事項その他証券関連集団訴訟手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (民事訴訟規則の適用)

証券関連集団訴訟に関して、この規則に特別の規定がない場合には、民事訴訟規則を適用する。

第3条 (訴えの提起及び訴訟許可申請の方法)

訴状及び訴訟許可申立書は、別個の書面で作成、提出しなければならない。

第4条 (公告費用の予納)

①法第7条第1項の規定により訴えを提起する者は、法第10条第1項の公告に必要な費用を予納しなければならない。

②法第7条第1項の規定により訴訟を提起する者が、第1項の規定による公告費用を予納しない場合には、裁判長は、直ちに五日以内の期間を定めて、公告費用の予納を命じなければならない。

③法第7条第1項の規定により訴えを提起する者が、第2項の期間以内に公告費用を予納しないときは、裁判長は、命令により訴状及び訴訟許可申立書を却下することができる。

④第3項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

第5条 (証券関連集団訴訟への関与)

①法第9条第2項、第3項又は第11条第3項の規定により、最近三年間に関与

した証券関連集団訴訟は、訴え提起の日から逆算して三年以内に、代表当事者又は代表当事者の訴訟代理人として選任された証券関連集団訴訟とする。

②証券関連集団訴訟の代表当事者又は代表当事者の訴訟代理人として選任された者は、その後、訴訟追行の禁止、辞任、変更、解任又は交替等の事情が発生した場合にも、最初に選任された時点において、その証券関連集団訴訟に関与したものとみなす。

第6条 (訴え提起の公告)

①法第10条第1項の規定による公告は、全国を配達地域とする日刊新聞に掲載することによって行う。

②法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、「法院事務官等」という。）は、公告の日時及び方法を記録に記載しなければならない。

第7条 (代表当事者選任のための審問)

法院は、法第10条第4項の規定による代表当事者選任決定を命じる場合には、法第7条第1項の規定により訴えを提起する者及び法第10条第1項第4号の規定により申立書を提出した構成員を審問しなければならない。

第8条 (訴訟許可手続における代表当事者審問)

法院は、法第13条第2項の規定による審問をするにあたり、法第7条第1項により訴えを提起する者以外の者が代表当事者として選任された場合には、その代表当事者を審問することができる。

第9条 (審理する法院の指定の申立て等)

①法第14条第2項の規定により審理する法院の指定を申し立てるときは、その事由を記載した申立書を共通する直近上級の法院に提出しなければならない。

②申立書の提出を受けた法院は、訴訟が係属する法院及び法第7条第1項の規定により訴えを提起した者並びに法第10条第1項第4号の規定により申立書を提出した構成員、代表当事者及び被告に、その旨を通知しなければならない。

第10条 (審理を担当する法院の指定の申立てに対する処理)

①法第14条第2項の規定による申立てを受けた法院は、その申立てに正当の理由があると認めるときは審理する法院を指定する決定を、理由がないと認めるときは申立てを棄却する決定をしなければならない。

②第1項の決定をした場合には、訴訟が係属する法院及び法第7条第1項の規定により訴えを提起した者並びに法第10条第1項第4号の規定により申立書を提出した構成員、代表当事者及び被告に対して、その決定正本を送達しなければならない。

③訴訟が係属する法院が、直近上級の法院から、他の法院を、審理を担当する法院として指定する旨の決定正本の送達を受けたときは、その法院の法院事務官等は、直ちにその決定正本及び訴訟記録を指定された法院に送付しなければならない。

第11条 (訴訟手続の停止)

法第14条第2項の規定による審理を担当する法院の指定の申立てがあるときは、その申立てに対する決定があるときまで訴訟手続を停止しなければならない。

い。ただし、急迫の必要がある行為をする場合には、この限りでない。

第12条 (併合事件の代表当事者及び訴訟代理人指定の効力)

①法第14条第4項の規定により訴訟を進行する代表当事者及び訴訟代理人として指定された者は、併合された事件全体の代表当事者及び訴訟代理人となる。

②第1項の場合には、他の代表当事者及び訴訟代理人は、その地位を喪失する。

第13条 (訴訟費用予納命令)

①法第16条の規定による訴訟費用の予納は、訴訟許可決定が確定した日から相当の期間を定めて、命じなければならない。

②代表当事者が第1項の予納命令を履行しないときは、法院は、訴訟許可決定を取り消し、訴訟不許可決定をすることができる。

③法院は、電子通信媒体を利用して第2項の決定を公告しなければならない、法院事務官等は公告の日時及び方法を記載しなければならない。

④第2項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第14条 (訴訟許可、不許可決定の送達)

訴訟許可決定、訴訟不許可決定及び第13条第2項の規定による決定は、代表当事者及び被告に、その決定謄本を送達しなければならない。

第15条 (訴訟許可決定の構成員に対する告知)

①法第18条第2項の規定による構成員に対する告知は、郵便法第14条第1項第1号の規定による通常郵便を発送する方法によって行う。ただし、法院は、郵便物発送代行業者に上記発送業務を委託することができる。

②法院は、代表当事者及び被告若しくは証券預託院、韓国証券取引所又は韓国証券業協会等に、法院が指定する方法により構成員の姓名及び住所が入力された電子ファイルの提出を求めることができる。

③合理的な努力によっても住所等を確認することができない構成員に対しては、第1項の規定にかかわらず、法第18条第3項の規定による日刊新聞への掲載によって構成員に対する告知をしたものとみなす。

④法院事務官等は、告知した日時及び方法を記録に記載しなければならない。

第16条（代表当事者許可の申立て）

法第21条の規定により代表当事者となることを望む構成員は、経歴及び申立ての趣旨を記載した申立書に法第9条第2項各号の文書を添付して、法院に提出しなければならない。

第17条（代表当事者変更の告知方法）

①法第25条の規定による告知は、電子通信媒体を利用して公告することによって行う。

②法院事務官等は、公告の日時及び方法を記録に記載しなければならない。

第18条（訴訟代理人の変更）

①法第26条第2項の規定により、新たに訴訟代理人を選任しようとする代表当事者は、法院に、次の各号の事項を記載した許可申立書を提出しなければならない。

1. 訴訟代理人の姓名、名称又は商号及び住所。
2. 訴訟代理人の経歴。
3. 弁護士報酬に関する約定。

②第1項の規定による申立書には、法第9条第3項各号の書類を添付しなければならない。

第19条（総員の範囲の変更の申立て）

①法第27条第1項の規定により、総員の範囲の変更を求める代表当事者又は被告は、申立ての趣旨及び理由を記載した申立書を提出しなければならない。

②法院が、総員の範囲を変更する決定をする場合には、代表当事者及び被告を審問しなければならない。

第20条（構成員の審問）

法第31条の規定による構成員に対する審問は、当事者審問に関する民事訴訟法第367条乃至第373条の規定を準用する。

第21条（証拠保全）

①法第33条の規定による証拠保全の申出は、法第7条第1項の規定により代表当事者になるために訴えを提起し、又は提起しようとする者も申し出ることができる。

②法院は、法第33条の規定による申出がある場合には、証拠調べをする必要性の有無について、申出人を審問しなければならない。

第22条（和解等の許可の申立て）

①法第35条第1項の訴えの取下げ、訴訟上の和解又は請求の放棄（以下、「和解等」という。）に対する許可を受けようとする当事者は、法院に許可申立書を提出しなければならない。

②第1項の許可申立書には、代表当事者、代表当事者の訴訟代理人、被告及び和解等に関与した第三者の間における和解等と関連する一切の合意内容を記載した書面を添付しなければならない。

③法院は、法第35条第2項の規定による告知前においても、当事者を審問し、又は職権により必要な証拠調べをすることができる。

第23条（和解等の告知）

①法第35条第2項の規定による告知

は、次の各号の事項を含まなければならない。

1. 総員の範囲。
2. 和解等の理由。
3. 原告側に支払われる総金額及び証券当たりの金額。
4. 弁護士報酬。
5. 分配の基準及び方法。
6. 第24条第1項の規定による審問の日時及び場所。
7. 原告側訴訟代理人の住所、連絡先及び問い合わせ方法。

②民事訴訟法第225条の規定による和解勧告決定、民事調停法第28条の規定による調停の成立、同条第30条の規定による調停に代わる決定をする場合には、法第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

第24条（和解等の許可、不許可決定）

①法院は、和解等の許可、不許可を決定するために、当事者を審問しなければならない。

②構成員は、書面により意見を提出し又は審問期日に出席して意見を陳述することができる。

第25条（訴訟許可決定確定前の和解等の許可の申立て）

①当事者は、訴訟許可決定確定前においても、第22条の規定により構成員に効力を及ぼすため和解等の許可の申立てをすることができる。

②法院は、第1項の場合には、法第35条第2項の規定による告知を、法第18条第1項の規定による訴訟許可決定の告知と同時にに行わなければならない。ただし、和解等に対する許可、不許可に関する決定は、訴訟許可決定において定めた除外申告の期間が経過した後に行わなければならない。

第26条（当事者双方が欠席した場合の手続）

当事者双方が、弁論準備期日又は弁論期日に出席せず、又は出席しても弁論をしないときは、裁判長は、再度、弁論準備期日又は弁論期日を定めることができる。

第27条（上訴を目的とする代表当事者）

法第38条第2項の規定による代表当事者の許可に関しては、第16条を準用する。

第28条（訴訟費用額確定の決定による権利実行）

代表当事者は、民事訴訟法第110条の規定により訴訟費用額確定の決定を受けることができるときは、その確定の決定を受けて、権利を実行しなければならない。

第29条（代表当事者の金銭等保管）

①代表当事者が、権利実行により金銭を取得した場合には、法院保管金取扱規則が定めるところにより保管しなければならない。

②代表当事者が、権利実行により金銭以外の物を取得した場合には、その保管方法に関して、法院の許可を受けなければならない。

第30条（権利実行の結果の報告）

代表当事者は、法第40条第3項の規定により法院に権利実行の結果の報告をするときには、次の各号の事項を記載した結果報告書及び資料を提出しなければならない。

1. 執行権原の表示。
2. 権利実行の方法。
3. 権利実行により取得した金銭等の種類、数量及び保管方法。
4. 執行権原のうち執行が完了していない部分。

5. その他必要な事項。

第31条 (分配管理人の選任及び変更)

①法第41条第1項及び第3項の規定による分配管理人の選任, 変更の申立ては, 申立ての趣旨及び理由を記載した書面により行わなければならない。

②法院は, 分配業務を公正, 公平かつ効率的に管理することができる者を, 分配管理人として選任し又は変更しなければならない。

③法院は, 期間を定めて, 分配管理人に分配計画案を提出するよう命じなければならない。この命令は, 分配管理人の選任又は変更決定と同時に命じることができる。

第32条 (数人の分配管理人の職務執行)

①分配管理人が数人である場合には, 共同してその職務を行う。ただし, 法院の許可を受け, 職務を分掌することができる。

②分配管理人が数人である場合には, 分配管理人に対する意思表示は, そのうちの一人に対してすることができる。

第33条 (分配管理人の金銭等保管)

①法第41条第1項及び第3項の規定により分配管理人が選任され又は変更された場合には, 代表当事者及び変更前の分配管理人は, 保管中の金銭等を, 選任され又は変更された分配管理人に直ちに引き継がせなければならない。

②分配管理人の金銭等保管方法に関しては, 第29条を準用する。

第34条 (分配計画案の作成, 提出及び公告)

①権利実行により金銭を取得した場合には, 分配管理人は, 分配計画案において, 権利実行金に対する利子の帰属及び処分に関する事項を含まなければならない。

②分配計画案には, 訴訟費用及び権利実行費用を支出したことを疎明する資料を添付しなければならない。

③法院は, 電子通信媒体を利用して, 分配計画案を公告しなければならない, 法院事務官等は公告の日時及び方法を記録に記載しなければならない。

第35条 (分配から除外する費用等)

①法第44条第1項第1号の訴訟費用は, 民事訴訟費用法によって算定された訴訟費用とする。

②法第44条第2項の規定による分配計画認可前の費用支払許可の申立ては, 趣旨及び理由を記載した書面により行わなければならない。

第36条 (弁護士報酬の減額)

①法第44条第3項の規定による弁護士報酬減額申出は, 趣旨及び理由を記載した書面により行わなければならない。

②法院は, 弁護士報酬を減額する場合には, 次の事項を考慮しなければならない。

1. 弁護士報酬に関する約定。
2. 訴訟の所要期間及び事案の難易度。
3. 勝訴金額, 権利実行金額及び構成員に分配される金額。
4. 訴訟代理人の弁論内容。
5. 訴訟代理人が弁論準備及び弁論に費えた時間。
6. その他弁護士報酬の適正性を判断するために必要な事項。

③第2項第5号の事項を判断するために必要な資料は, 代表当事者の訴訟代理人が提出し, 又は法院がその提出を求めることができる。

第37条 (分配しない旨の決定)

①分配管理人は, 権利実行により取得した金額が, 法第44条第1項各号の費用の支払いに不足すると判断される場合に

も、分配計画案を作成、提出しなければならない。ただし、この場合には、分配計画案において、法第42条第2項第4号乃至第7号の記載を省略することができる。

②法院は、法第46条第2項の規定により分配計画案の内容を修正しても、権利実行により取得した金額が法第44条第1項各号の費用を支払うのに不足すると判断する場合に限り、分配をしない旨の決定をすることができる。

第38条 (分配計画及び変更の告知方法)

①法第47条及び第48条第3項の規定による告知は、電子通信媒体を利用して公告することによって行う。

②法院事務官等は、公告の日時及び方法を記録に記載しなければならない。

第39条 (権利申告)

法第49条第1項及び第2項の規定による権利申告には、次の各号の事項を記載しなければならない。かつ権利確認に必要な資料を添付しなければならない。

1. 権利申告人の姓名及び住所（電子メール住所を含む）。
2. 権利申告の内容。
3. 分配額の送金を受領するための金融機関等の口座番号。

第40条 (分配管理人の訴訟記録閲覧、複写)

分配管理人は、権利確認のために、必要がある場合には、法院に保管された訴訟記録を閲覧及び複写することができる。

第41条 (分配管理人の権利確認)

①法第49条第4項の規定による権利確認の結果には、次の各号の事項が含まれない。

1. 権利申告人の姓名及び住所。
2. 権利申告の内容。

3. 権利確認の内容。

4. 権利確認に異議があるときには、その通知を受けた日から二週間以内に法院にその権利の確認を求める申立てをすることができるという旨。

②法第49条第4項の規定による権利確認の結果通知は、権利申告をした者及び被告がその通知を受けた日時を確認できる方法によらなければならない。

第42条 (法院に対する権利確認の申立て)

①法第50条第1項の規定による権利確認の申立ては、申立ての趣旨及び理由を記載した書面により行わなければならない。

②第1項の申立書には、分配管理人から通知を受けた権利確認の結果及び権利確認に必要な資料を添付しなければならない。

第43条 (法院の権利確認)

①法院は、権利確認のために必要があると認めるときは、権利申告をした者、被告又は分配管理人を審問し、若しくは職権により必要な調査をすることができる。

②法院は、権利確認の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

③法院は、権利確認の申立てのうち理由がある部分に限りこれを確認して、その余の申立てはこれを棄却しなければならない。

④法院は、権利確認申立書が受理された日から三月以内に決定しなければならない。

⑤権利確認申請に対する決定は、分配管理人にも告知しなければならない。

第44条 (残余金の供託する場所)

法第51条の規定による供託は、受訴法

院所在地の供託所にしなければならない。

第45条（供託金支払請求権の証明）

法院は、法第55条の規定による残余金があるときは、職権又は被告の申立てにより、被告が供託金支払請求権であることを証明する書面を交付しなければならない。

第46条（金銭以外の物の換価）

分配管理人は、法第57条第2項の規定により金銭以外の物を換価する場合には、その換価方法についても法院の許可を受けなければならない。

附則〔第1916号，2004.12.29〕

この規則は、2005年1月1日から施行する。

【訳者後記】

本稿執筆にあたり、早稲田大学法学学術院教授であらせられる榎善夫先生ならびに加藤哲夫先生より、貴重な御教示を賜った。

この場をお借りし、心より、厚く御礼申し上げたい。

本稿が、日韓・韓日の民事手続法制の研究及びさらなる発展に、寄与するところがあるとするれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき、両国の学術・実務交流にむけ、鋭意、努めて参りたい。

【附記】

本稿は、財団法人民事紛争処理基金平成23年度研究助成による研究成果の一部である。
(2011年4月15日 校了)